議会運営委員会次第

日　時　令和７年９月２日（火）
　　午前１０時開議
場　所　第３・４委員会室

１　開会

２　議題
（１）令和７年第３回定例会の運営について
　ア　会期の決定について
　イ　議案の取り扱いについて
　（ア）議案第６０号から議案第７６号
　（イ）議案第７７号
　ウ　議事日程について
　エ　決算審査特別委員会の設置について
　オ　追加議案について
　カ　一般質問通告書について
　キ　陳情について
　ク　意見書の取り扱いについて
（２）令和８年度議会費予算要望（議会運営委員会分）について
（３）その他

３　閉会

別紙１

令和７年流山市議会第３回定例会会期日程表（案）

令和７年　月　　日提出

月　日	曜日	内　　容
９月 ４日	木	本会議　午後１時開議 １　会議録署名議員の指名 ２　会期の決定 ３　議案第６０号から議案第７７号 報告第　９号から報告第１２号 （議案上程・提案理由説明及び報告） ４　休会の件
５日	金	休　会　（議案研究）
６日	土	
７日	日	
８日	月	
９日	火	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１０日	水	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１１日	木	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問
１２日	金	本会議　午前１０時開議 １　市政に関する一般質問 ２　追加議案上程 （提案理由説明・採決） ３　議案第６０号から議案第７６号 （質疑・委員会付託） ４　議案第７７号 （質疑･特別委員会設置･委員会付託・委員の選任） ５　陳情の件 ６　休会の件
１３日	土	休　　会　（議案研究）
１４日	日	
１５日	月	
１６日	火	休　　会　（教育福祉常任委員会）

月　日	曜日	内　　容
１７日	水	休　　会　（市民経済常任委員会）
１８日	木	休　　会　（都市建設常任委員会）
１９日	金	休　　会　（総務常任委員会）
２０日	土	休　　会　（議案研究）
２１日	日	
２２日	月	
２３日	火	
２４日	水	休　　会　（決算審査特別委員会）
２５日	木	休　　会　（決算審査特別委員会）
２６日	金	休　　会　（決算審査特別委員会）
２７日	土	休　　会　（議案研究）
２８日	日	
２９日	月	
３０日	火	休　　会　（決算審査特別委員会）
１０月 １日	水	休　　会　（総合調整）
２日	木	
３日	金	
４日	土	
５日	日	
６日	月	休　　会　（※決算審査特別委員会）
７日	火	休　　会　（総合調整）
８日	水	本会議　午後１時開議 １　議案・陳情 （委員長報告・質疑・討論・採決） ２　議案 （委員長報告・質疑・討論・採決） ３　発議上程 （提案理由説明・質疑・討論・採決） ４　議員派遣の件 ５　所管事務の継続調査の件

（注）※は議会内による指摘要望事項協議日

別紙２

令和７年流山市議会第３回定例会議案付託表

令和７年　月　日提出

付託委員会名	議案番号	件　　名
総務委員会	議案第６０号	令和７年度流山市一般会計補正予算（第３号）
	議案第６１号	流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
	議案第６２号	流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
	議案第６３号	工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事））
教育福祉委員会	議案第６４号	令和７年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第６５号	令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第６６号	流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	議案第６７号	専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）

別紙２

付託委員会名	議案番号	件　　名
市民経済委員会	議案第６８号	令和７年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
	議案第６９号	令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
	議案第７０号	令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７１号	令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
都市建設委員会	議案第７２号	令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
	議案第７３号	令和７年度流山市水道事業会計補正予算（第１号）
	議案第７４号	令和６年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７５号	令和６年度流山市水道事業会計決算認定について
	議案第７６号	令和６年度流山市下水道事業会計決算認定について

別紙２

令和７年流山市議会第３回定例会議案付託表

令和７年　月　日提出

付託委員会名	議案番号	件　　名
決算審査特別委員会	議案第７７号	令和６年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

別紙３

令和７年流山市議会第３回定例会日程表（第１号）

令和７年９月４日
午後１時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第６０号　令和７年度流山市一般会計補正予算（第３号）
議案第６１号　流山市職員旅費に関する条例の全部を改正する条例の制定について
議案第６２号　流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第６３号　工事請負契約の締結について（流山市立おおぐろの森小学校校舎増築等工事（建築工事））
議案第６４号　令和７年度流山市介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第６５号　令和６年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６６号　流山市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第６７号　専決処分の承認を求めることについて（保育所等入所承諾通知書誤送付に係る和解）
議案第６８号　令和７年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

別紙３

議案第６９号　令和７年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第７０号　令和６年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７１号　令和６年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７２号　令和７年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７３号　令和７年度流山市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第７４号　令和６年度流山市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　令和６年度流山市水道事業会計決算認定について

議案第７６号　令和６年度流山市下水道事業会計決算認定について

議案第７７号　令和６年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について

（議案上程・提案理由説明）

報告第　９　号　令和６年度健全化判断比率について

報告第１０号　令和６年度資金不足比率について

報告第１１号　専決処分の報告について

報告第１２号　専決処分の報告について

（説　明）

第４　休会の件

別紙４

令和７年第３回定例会

一　般　質　問　通　告　書

流　山　市　議　会

別紙４

令和７年第３回定例会一般質問通告順

日付	順番	議　員　名	会　派　名	頁	提出時間
９月９日	１	矢　口　輝　美		１～２	２９日　８時３０分
	２	近　藤　み　ほ	流　政　会	３～４	２９日　８時３０分
	３	青　野　　直	流　政　会	５	２９日　８時３０分
	４	野　村　　誠	公　明　党	６～７	２９日　８時３０分
	５	森　田　洋　一		８～９	２９日　８時３０分
９月１０日	６	川　本　大　岳	流　政　会	１０～１１	２９日　８時３０分
	７	渡　辺　仁　二	流　政　会	１２～１３	２９日　８時３０分
	８	笠　原　久　恵	流　政　会	１４～１５	２９日　８時３０分
	９	阿　部　治　正		１６～１７	２９日　８時３０分
	１０	小　沢　えみり	流　政　会	１８～１９	２９日　９時２２分
９月１１日	１１	桑　畑　伴　子	公　明　党	２０～２１	２９日　９時４３分
	１２	おだぎり　たかし	日本共産党	２２	２９日　１０時５６分
	１３	乾　　え　り	日本共産党	２３	２９日　１０時５６分
	１４	高　橋　あきら	日本共産党	２４～２５	２９日　１０時５６分
	１５	植　田　和　子	日本共産党	２６	２９日　１０時５６分
９月１２日	１６	鈴木　ゆうすけ		２７～２８	２９日　１１時２８分
	１７	う　た　桜　子	流山みらい	２９～３０	２９日　１３時００分
	１８	藤　井　俊　行	流山みらい	３１	２９日　１３時１３分
	１９	楠　山　栄　子		３２	２９日　１３時２０分
	２０	清　水　　大		３３～３４	２９日　１３時３４分

通告番号１番

質問者５番　矢　口　輝　美

質 問 事 項	要　　旨
１　個別避難計画と連動したユニバーサルデザインに配慮した避難所の整備について	（１）災害時に要配慮者が安心して避難できる体制を整えるためには、個別避難計画の作成と、避難所での受け入れ体制の連動が不可欠である。そこでユニバーサルデザインに配慮した避難所の概念を取り入れた市の取組について、以下を問う。 ア　本市における個別避難計画の作成状況と内容の具体性について イ　個別避難計画の内容が避難所運営及びマニュアルにどのように活かされているか。 ウ　要配慮者の避難を想定した避難所の整備状況と課題について エ　ユニバーサルデザインに配慮した避難所の考え方を取り入れていくべきと思うがどうか。
２　教育・福祉現場におけるこどもの権利保障のための職員研修の実施について	（１）教育・福祉現場では、子どもの権利条約に基づき、こどもが意見を尊重され、プライバシーを守られ、安全・安心に過ごせる環境の整備が求められている。教育・福祉現場でのこどもの権利の実現には、職員一人ひとりがその理念を理解し、日々の関わりに活かすための研修が不可欠であるため、市内の教育・福祉現場における研修の実施状況を確認するとともに、今後の取組について、市の考えを問う。 ア　教育施設における職員研修が必要だと考えるが、実施する予定はあるか。 イ　児童福祉施設・保育所・学童クラブ等の福祉施設における職員研修の実施状況とその成果の確認手法について ウ　すべての職員を対象にこどもの権利の理解を醸成するための方策について エ　こどもの声を聴く力や意見を尊重するスキルを育む実践的研修の導入について

3　学童クラブの定員超過と今後の放課後児童施策について	（１）学童クラブは児童福祉法に基づく福祉事業であり、基準適合とこどもの育ちにふさわしい環境確保が必要であるところ、本市では学童クラブの需要が高まり、定員超過や学校教室において対応が行われている。このような暫定措置の恒常化は望ましくなく、保護者への説明も必要である。市が改善策としての施設整備を行わない以上、利用格差を生まずかつ支援の質を担保することを念頭に置いた上で、民間事業者の活用や放課後子どもクラブ導入等の代替策の検討が急務である。さらに、幼保小の架け橋期プログラムに学童クラブを含め、学校・家庭・地域の情報共有体制を構築することが重要である。そこで以下を問う。 ア　市内学童クラブにおける定員超過の現状及び今後の見通し並びに学校教室利用の実態について イ　学校教室を利用する場合の児童福祉法上の基準や安全面の適合性について ウ　専用施設と比べた際のこどもの遊び・休息環境の格差について エ　保護者への説明責任を、市はどのように果たしているのか。 オ　民間事業者の活用や放課後子どもクラブの導入など代替策の検討状況、また子ども食堂や学習支援など市民団体等の支援者に対する支援について市の考えはどうか。 カ　幼保小の架け橋期プログラムに学童クラブも含めることで、学校・家庭・地域での情報共有を図る仕組みを構築することについて
4　困難な問題を抱える女性への支援に関する実態把握と包括的支援体制の整備について	（１）困難な問題を抱える女性の中には、自らの困難に気づきにくく、相談や支援を受けられないまま孤立しているケースが少なくない。こうした見えにくい困難の実態を把握するためのアンケート等といった調査の必要性や、包括的な相談支援体制のあり方について問う。 ア　「困難な問題を抱える女性」の定義および市の現状認識について イ　第５次男女共同参画プランにおける位置づけと支援の方針について ウ　実態把握のためのアンケート及びヒアリング調査等の実施可能性について エ　声をあげられない、または自ら困難を認識できない女性への支援の在り方について オ　相談窓口の一つとして、よりそいサポートセンターの役割及び可能性について カ　庁内連携や支援拠点（女性センター）の必要性及びカルテなどの情報ネットワーク上の連携手法と今後の検討について

通告番号２番

質問者１２番　近　藤　み　ほ

質 問 事 項	要　　旨
１　国・県からの照会業務などの急増について	（１）本市において、日常的に多くのメールや文書により、国や県からの照会・調査や事務連絡を受け取っていると思うが、その量は増加傾向にあるのか。そうした事務の負担増の実態と改善策について問う。
２　ヒートアイランド対策について	（１）近年、日本の夏は「蒸し暑さ熱帯級」とも報道され、地球沸騰化の影響が懸念されている。温暖化対策は「一人の千歩より、千人の一歩」が重要であるため、流山市として取り組むべきヒートアイランド対策について、以下を問う。 ア　市政に関する一般質問を通じて推進してきた高断熱・高気密住宅の普及について、市の取組の進捗はどのような状況か。 イ　本市は国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の事業の１つである重点対策加速化事業に採択されている。市の計画では太陽光発電設備や蓄電池の導入と建物の断熱化が重要視されているが、取組を加速するためには地元工務店の協力が不可欠と考えるがどうか。 ウ　里山では、所有者による維持管理が困難な実態も想定される。つくば市では森林バンク制度を設け、森林を所有する人と森林を利用したい人とのマッチングなどを行い、森林を維持管理・活用している。流山市でもこうした制度の導入を検討してはどうか。 エ　アスファルトの路面温度を下げる遮熱性舗装の可能性と課題について問う。 オ　市は「みどりの基本計画」に、森林や植栽などのグリーンインフラの機能として、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水源涵養、植物の蒸散による気温上昇抑制といった効果を示しているにもかかわらず、具体的な事業にはそうした機能の活用は落とし込まれていない。グリーンチェーン戦略を掲げてきた流山市だからこそ、次期計画改定に向けて各課が連携し、地球温暖化への対応策を研究・事業化してはどうか。

３　教員の働き方改革を進めるため、組織全体で効率を高める取組について	（１）真の働き方改革を進めるため、組織全体で効率を高める取組の進捗と今後の展開について、以下を問う。 ア　管理職を対象としたマネジメント研修の成果と今後の展開について問う。 イ　組織全体で効率を高めるには、若手教員の育成が重要だと考えるがどうか。 ウ　教育委員会での経験を教員のキャリア形成に生かし、その可能性を言語化・周知していく必要があると考えるがどうか。
４　教員不足対策について	（１）特別免許状制度利用に向けた課題と今後について以下を問う。 ア　令和６年度において、幼稚園教諭免許状や保育士資格を有し、こどもの保育・教育に豊富な経験を持つ人材を対象とした小学校低学年での特別免許状制度利用の進捗と課題について問う。 イ　特別免許状の制度利用は令和４年度から提案してきたが、利用実績が伸び悩む理由は何か問う。 ウ　市教育委員会として、民間企業で教員免許を持つ人材を対象に、期間限定で教員として従事できる仕組みを県に提案してはどうか。教員不足の解消のみならず、学校教育の質・多様性・包摂性の向上、さらには企業の人材育成にも資すると考えるがどうか。

通告番号３番

質問者２７番　青　野　　直

質 問 事 項	要　　旨
１　流山市手話言語の普及の促進に関する条例施行後の施策の推進について	（１）「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が平成３１年４月１日に施行されてから６年余が経過したが、条例の周知、理解の促進を直接市民に働きかける流山市民団体対象の出前講座等の実績について問う。 （２）流山市が、病院・社会福祉施設・介護施設・学校・商工会議所・自治会等の各種団体に積極的に情報提供を図り、手話の普及促進に努めてはどうか。
２　第９期流山市高齢者支援計画について	（１）本計画の策定にあたって、高齢者等の実態調査をはじめ、市民への説明会、パブリックコメント等による多くの市民の方々からの貴重な意見の提出や、福祉施策審議会等の協力があったものと考える。本計画において、高齢者の介護や医療、福祉、住まい等、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向けた当局の姿勢を問う。
３　流山市内における幼稚園・保育施設の現状と今後の取組姿勢について	（１）未就学児人口が減少しはじめた流山市内における幼稚園・保育施設の現状と課題は何か。そして今後の当局の取組姿勢を問う。
４　流山本町の公共交通の充実について	（１）当局では、流山本町の活性化に向けた１つの施策として、白みりんミュージアムの整備を行った。今後のさらなる流山本町の地域活性化のためには、グリーンスローモビリティ導入が重要と考える。地元自治会検討委員会との取組姿勢と今後の日程等を問う。

通告番号４番

質問者１５番　野　村　　誠

質 問 事 項	要　　旨
１　食品ロス削減について	（１）国が掲げる「２０３０年度までに食品ロスを２０００年度比で５０％削減」という目標達成には、市民・事業者・団体が主体的に参画できる仕組みづくりが不可欠である。食品ロス削減に向けた市民・事業者参画型の取組強化としては、家庭向けの啓発活動や、事業者向けの食品廃棄抑制策、食べ残し削減の啓発、ＩＣＴを活用した食品提供のマッチングなどが挙げられる。市ではどのような取組を行なっていくのか、現状と今後の方針について当局の見解を問う。
２　若者の居場所や子育て支援拠点づくりについて	（１）令和６年第４回定例会の市政に関する一般質問において、「子どもにやさしい施策方針」の観点から、中高生が気軽に立ち寄れ、安心して自由に過ごすことができる居場所の早期設置を求めた。 　当局からは「こども・若者意識調査で、勉強、読書、パソコン等ができる、特に理由がなく過ごすことができる居場所が求められており、公共施設を活用した試行的事業をＮＰＯ法人等に委託して実施できるよう調整していく」旨の答弁があった。 　その後、令和７年９月より、十太夫福祉会館と南流山福祉会館の市内２か所で「若者のための居場所」がオープンすることが市ホームページで公表された。 　この事業は、若者の「居たい」「行きたい」「やってみたい」を叶える場所であり、孤立防止や交流促進の観点からも大変重要な施策であると考える。そこで以下４点について当局の見解を問う。 ア　令和７年３月に策定された流山市こども計画の基本目標に関わるが、若者のための居場所を開設するに至った経緯と、どのような目的・期待を込めているのか。 イ　整備だけではなく、利用者への周知、特に中高生や大学生など、普段広報ながれやまに触れる機会が少ない層への周知が課題と考えるが、現在どのような広報手段を計画しているのか。また、学校や地域団体との連携、ＳＮＳを活用した情報発信など、対象層に届く工夫をどのように図っていくのか。 ウ　本事業の運営委託先のＮＰＯ法人が決定されたが、運営にあたり、スタッフ体制や安全管理、利用ルールの設定はどのようにされたのか。また、利用者の意見をどのように取り入れて運営改善を行っていくのか。 エ　本事業の目的は、若者が安心して過ごせる居場所を提供し、孤立を防ぐことであると考えるが、事業の効果をどのように測定し検証していくのか。

	（２）令和５年第３回定例会の市政に関する一般質問で、育児の孤立化を防ぐための情報交換や相談する場所など、居場所づくり等の支援体制について質問したところ、「子育て中の親子が一層利用しやすいような公共施設や空き教室等の身近な場所に設置し、いつでも気軽に交流、相談ができる土曜日、日曜日も含めて開設する広場型の地域子育て支援拠点を保育所以外の場所を活用して設置できるよう検討を進めていく」旨の答弁があり、こうした考えに基づいた本市３か所目の地域子育て支援拠点「ことこと」が令和７年９月９日に開設される。既に開設している２か所の地域子育て支援拠点「てるてる」「ぽっかぽか」の利用状況、課題について問う。
３　南流山駅前の活性化に向けた支援ついて	（１）地域の自治会や有志により、令和７年６月１５日、５年ぶりに南流山駅前フェスタが南流山駅南口広場で開催され、地域の多くの市民が来場し大盛況であった。今後、毎年継続して開催していくためにハード面、ソフト面において市の支援が必要と考えるが当局の見解を問う。
４　本市の健康寿命を延ばす施策と予防医療の充実について	（１）我が国では、２０４０年には約３人に１人が高齢者となるとの人口推計が公表されている。本市は若い世代の転入が多い一方で、６５歳以上の高齢者人口も確実に増加している。今後、要介護状態に至る方をいかに減らすかが市の持続可能性に直結すると考える。しかしながら、特定健診やがん検診の受診率は横ばい状態にある。当局は健康寿命延伸に向けた現状と課題をどう認識し、どのような対応を行っているのか。 （２）健康づくり活動への参加について、市民の方からの「分かっていても続かない」という声が多い現状を踏まえ、参加の促進として行動変容を促す仕組みが必要と考える。そこで「（仮称）流山版・健康ポイント制度」を創設し、歩数計アプリや健診受診、地域活動参加でポイントを付与し、市内商店街や公共施設で貯めたポイントを利用できる仕組みの導入を検討してはどうか。

通告番号５番

質問者１９番　森　田　洋　一

質 問 事 項	要　　旨
１　猛暑の中で職務に従事している職員や市民の健康を守る取組について	（１）暑さから職員や市民の健康を守るために取り組んできた施策について、良かった点、課題と反省を総括するとともに、国や県の動向に左右されやすい内容と、自治体独自で取り組むことのできる内容を整理して、次年度の対策に役立てるべきと考えるがどうか。
２　市民の視点に立った発想の業務改善について	（１）行政機関、病院、金融機関をはじめ様々な組織において、身分証明書の提示、書類記入、窓口のたらいまわし、マニュアルどおりの対応といった、手続が長時間かかってしまう要因が多く見られ、その結果、来訪者が不満を抱くこともある。嫌なものは嫌だ、そもそも面倒である、他に方法がある、といった発想も大切で、ルールに惑わされてはいけないと感じる。従って、本市が業務改善に臨む際は、既存のルール等にとらわれずに、市民の視点に立ち、手続が長時間かかる要因を改善することが重要と考えるがどうか。
３　償却資産の申告に係る固定資産税について	（１）令和７年４月に、資産税課内に償却資産係が新設され、半年が経とうとしている。そこで、以下の点について問う。 ア　設置の目的並びに現状の成果及び課題は何か。 イ　係の新設後、課内の業務の遂行、人員配置などにどのような変化があったのか。 ウ　未申告調査や申告義務の周知など、償却資産の未申告対応を積極的に実施している他自治体の取組を把握し、本市の取組に反映すべきと思うがどうか。 エ　令和８年度予算を編成するにあたり、組織改編後の効果として、歳入の増加をどの程度見込んでいるのか。令和７年度の収入見込額と過去３年度分の収入額を比較して分析し、令和８年度の予算編成に臨むべきではないのか。 オ　償却資産の申告漏れを防ぎ、自治体の税収確保をより確実にすることが重要である中で、本市では、新川耕地周辺の物流施設におけるテナントの稼働や、市内全域に渡る新築の共同住宅の所有者に対する申告義務の徹底による、償却資産に係る固定資産税の伸びしろは高いと考えるがどうか。

４　観光ガイドを実施して見えてきた諸課題について	（１）人気の観光施設の集客要因やチケット販売の方法を調査して、最新の情報を把握することは、旅行代理店や宿泊施設では重要である。商品知識や時代のトレンドを見逃すことによる、ビジネスチャンスの喪失は時には致命傷になり得る。遊び心から、新しい発想が生まれることもある。行政においても、観光の分野では、柔軟な発想で業務に臨むべきと考えるがどうか。 （２）スマートフォン等で目的地への行き方を調べ、近距離で短時間の移動と示されていても、電車と路線バスなどの公共交通機関を利用すると、乗換や待ち時間により実際はもっと時間がかかることもある。公共交通機関の利用を避けるため、タクシーを利用しようとしても、タクシー乗り場にタクシーがいないといったこともある。こうしたことは、実際経験しないと実感が湧かないため、本市においても、こういった実態を把握して、観光冊子等に掲載された情報を机上の空論にならないようにすべきと考えるがどうか。 （３）観光ガイドブックに予約なしで入れる施設だと書いてあれば、いつでも自由に入れるというイメージを持つのは当然である。しかし、予約なしで入れるのは一部で、あとは全て予約制となっている場合や、ＳＮＳで流行して有名になった場合には、顧客が集中して混雑し、トラブルを引き起こすこともあり得る。例として、飲食店等において客席が空いた際に、受付で連絡待ちに登録した方に優先して電話連絡する仕組みの場合、席が埋まるまで多少の時間が必要であり、その結果、なぜ今ここに空いている席があるのにすぐに入れないのかという不満を増大させることになる。こういったトラブルを避けるには、現場での適切な誘導とマネージャーの逃げない姿勢、観光ガイドブックの内容を見直すように提言するなど、真のサービス精神が問われる。こういったことは、実際に経験してみないとわからないことが多いため、行政としては観光冊子の情報整理をはじめ、実際の運用状況や顧客の声をあらゆる方法で収集し、時には現場に足を運び体感するといったことも重要と考えるがどうか。

通告番号６番

質問者６番　川　本　大　岳

質 問 事 項	要　　旨
１　ミニバスケットボールのルール変更について	（１）ミニバスケットボールのルール変更が検討されており、２０２６年３月に開催される企業主催の全国大会では、変更後のルールが採用される予定である。主な変更点は、①リングの高さを大人と同じ３０５ｃｍに変更すること、②使用ボールを５号球から６号球へ移行すること、③スリーポイントラインを導入すること、の３点である。市内にあるミニバスケットボールチームの試合や練習環境への対応、及び小学校体育館の施設整備について、あらかじめ準備を進めておく必要があると考え、以下の３点について問う。 ア　当局では、ミニバスケットボールのルール変更についてどのような情報を把握しているのか。 イ　市内のミニバスケットボールチームについて、チーム数や練習場所となっている小学校を把握することは、今後のルール変更に伴う施設整備を検討する上で必要と考えるがどうか。 ウ　今後のルール変更に備え、市内小学校に設置されているバスケットリングの数を把握しておく必要があると考えるがどうか。
２　特別支援学級生徒の進路指導について	（１）令和７年８月２２日、南流山中学校において市内中学校の特別支援学級を対象とした合同進路説明会が開催された。特別支援学級を卒業する生徒とその保護者にとって、進路選択にあたり、このような説明会は極めて重要であると考える。そこで、以下の点について問う。 ア　本説明会の開催内容はどのようなものであったのか。 イ　市教育委員会として、この説明会をどのように捉えているのか。

３　流山市公式ホームページのリニューアルについて	（１）流山市公式ホームページは、令和９年１０月リニューアルの予定で検討が進められている。そこで以下について問う。 ア　どのようなリニューアルを行うのか。 イ　ホームページのリニューアルに向けて、どのような取組を行っているのか。
４　南流山駅前のまちづくりについて	（１）南流山駅前広場改修基本計画作成業務委託について、指名競争入札によって令和７年７月１８日に委託業者が決定し、基本計画作成がいよいよ本格的に検討していく段階に入ったものと認識している。令和７年第２回定例会では、「交通量調査の結果を分析し、整備課題抽出及び整備方針を検討した上で、駅前広場の再整備案を作成する」、「交通機能と滞在機能のバランスを取りながら、人が立ち寄りたくなるような広場空間の整備を目指し、方向性を明確にする」といった答弁があった。また市民のみなさまからお声をいただくことについては、「説明会の中で市民や地権者のみなさまから広くご意見を伺う」といった答弁であったが、「市民のみなさまからお声をいただくのは、課題抽出のタイミングこそが最適な時期であり、前倒しにいろんな手法を検討していただきたい」ということを指摘・要望として申し上げた。こうした令和７年第２回定例会の市政に関する一般質問での内容を踏まえて、以下について問う。 ア　南流山駅前広場改修基本計画業務委託について イ　ご意見を伺うことについて

通告番号７番

質問者９番　渡　辺　仁　二

質 問 事 項	要　　旨
１　住み続ける価値の高いまちづくりに向けた取組について	（１）令和６年第１回定例会の市政に関する一般質問において、流山市内の住宅地に関し、狭小住宅を規制するため、市内全域で最低敷地面積を定めるべきと提案した。しかし、当局は、地域の状況に応じて地区計画により最低敷地面積を定めているという答弁にとどまった。あれから１年半が経過したが、依然として流山市全域で住宅需要は高く、これは「住み続ける価値の高いまちづくり」を目指して良質な住環境づくりを進めてきた成果であり、高く評価すべきと考える。しかし一方で、住宅需要が高まっているからこそ、地区計画が定められていない場所では、狭小住宅を建築して利益を得ようとする開発も目立ってきている。市全体として住環境の価値を損なわないためにも、最低敷地面積の制限を市内全域に設けるべきではないか、改めて問う。 （２）開発行為に該当しない住宅を建築する際、既存のゴミ集積所を利用しながらも、集積所を管理する自治会に加入せずトラブルとなるケースが多発している。そこで、市は不動産関連団体と協定を結び、売買契約時はもちろん、賃貸借契約時の重要事項説明書にも、自治会加入促進や集積所管理体制に関する説明を加えるよう働きかけるべきと考えるが、当局の見解を伺う。

２　市民に寄り添った暑さ対策について	（１）近年、夏の気温上昇が続き、気温３５度を超える猛暑日も多くなり、熱中症対策は喫緊の課題である。電気代や物価の高騰により、エアコンの使用を控える声も少なくない。 ア　流山市では、市役所の本庁舎や福祉会館などをクーリングシェルターとして開放している。しかし、開放時受け入れ可能であると見込まれる人数の少なさから、対策は十分でないと感じる。現在開設されているクーリングシェルターの利用状況について問う。 イ　より身近な自治会館をクーリングシェルターとして開放してもらえるよう、自治会に協力要請してはどうか。夏休み期間にはこどもたちの学習の場としても活用できるのではないか。開放にあたっては自治会の協力が不可欠であるため、実施する場合には協力いただいた自治会に対し、補助金を交付する仕組みを設けてはどうか。 （２）熱中症警戒アラートが発表されると、市内全体で「日中の外出を控えるように」との呼びかけがされる一方で、商店街や流山本町など飲食店が集まる地域では、日中営業している商店は来客が減少し、経済的に厳しい状況にあると聞いている。商業の活性化策として「ドライ型ミスト発生装置」を各所に設置し、涼みながら買い物や食事ができるようにしてはどうか。

通告番号８番

質問者１８番　笠　原　久　恵

質 問 事 項	要　　旨
１　在宅療養における多職種連携のためのカナミックについて	（１）令和７年７月１１日に初石公民館で本市主催の介護と医療をつむぐ会が行われた。在宅療養における多職種連携のための情報共有システムであるカナミックについて、現状や今後について問う。 ア　カナミック導入１１年目に入るが、現在の登録件数と過去３年間の登録件数は、どのように推移しているのか。 イ　介護と医療をつむぐ会で、カナミックの画面を示し説明を行っていたが、反響などアンケート結果はどのようなものだったのか。 ウ　事業者がカナミックを利用しない理由をどう捉えているのか。また、カナミックへの登録後、活用についての課題はどうか。 エ　モデルケースによる体験会なども必要だと考えるがどうか。また、カナミックを利用するための登録の支援を行ってはどうか。
２　消防行政について	（１）消防法による立入検査について問う。 ア　年間の立入検査の件数は、何件か。 イ　東部地区で立入検査を受けずに約５０年間の営業を続けていた工場が危険物を屋外に放置していた件について、当局の見解はどうか。 ウ　他の工場など、危険物を扱う事業者への立入検査の状況はどのようになっているのか。 （２）令和７年８月１６日に前ケ崎で発生した火災について問う。 ア　本件の火災に対して出動した消防署および消防団はどこか。 イ　消火活動において瓦礫の撤去に時間が費やされた。地元建設業などとの連携はどのようになっているのか。

	（３）消防士、消防団員の暑さ対策について問う。 ア　消防士の消火活動中の暑さ対策はどのように行われているのか。また、消火活動以外時における熱中症対策はどのように行われているのか。 イ　消防団員の消火活動中の暑さ対策はどのように行われているのか。
３　小中学校体育館の断熱対策について	（１）令和５年第３回定例会の市政に関する一般質問で取り上げた小中学校の体育館の断熱について、「今後は、体育館の大規模改修に併せて断熱性能を向上させるよう検討してまいります」との答弁であった。担当課に対しても二重サッシの提案などもしたが、その後の検討状況について問う。
４　雑草対策について	（１）雑草対策について問う。 ア　現在の公園や歩道、街路樹の雑草対策はどのように行われているのか。 イ　防草砂による雑草対策を検討してはどうか。 ウ　防草砂で対策をした場合、造園業の方々への影響はどうか。 エ　防草砂で対策をした後、数年後に新しい防草砂と交換する必要があるが、その場合、古い防草砂の処理はどのように行われるのか。

通告番号９番

質問者２０番　阿　部　治　正

質 問 事 項	要　　旨
１　「住み続ける価値の高いまち」を実現させるまちづくりについて	（１）流山市は「住み続ける価値の高いまち」を市政の重要な指針として掲げている。この指針は、都市の利便性を充実させるとともに、豊かな自然環境を守り市民の生活に潤いや健康や安全をもたらすことによって実現されるものと理解している。そこで以下の点を問う。 ア　流山市の野々下・古間木地域の「流山市都市計画マスタープラン」上の位置付けと、それに基づくまちづくりの取組について イ　野々下・古間木地域における「流山市みどりの基本計画」上の「保全配慮地区」としての施策と配慮について ウ　流山セントラルパーク駅・流山市総合運動公園に隣接する野々下・古間木地区の潜在的な地域資源としての評価について
２　野々下・古間木地区の「農地の一時転用許可」を受けた土地における造成工事について	（１）流山市みどりの基本計画で保全配慮地区に指定されている野々下・古間木地区において、農地法に基づく「農地の一時転用許可」を受けた土地で、農地改良を名目とした盛土・埋立等の造成工事が行われている。この工事について市民の間では様々な不安の声が上がっており、以下の点を問う。 ア　盛土の安全性（斜面崩壊・農業用水への影響）について イ　一時転用後の原状回復の実効性について ウ　景観や市民利用への影響について エ　希少生物への影響について

	（２）芝生圃場整備を名目とする造成工事の妥当性などについて行政の認識を問う。 ア　同種事業者において芝生栽培の実績が確認されていない事例との整合性について イ　芝生需要の減少傾向を踏まえた事業目的の妥当性について ウ　近隣自治体で報告された水質汚染事例への認識について エ　盛土材の性状・搬入経路の確認について （３）事業全体の適否に関わる行政の判断などについて以下の点を問う。 ア　農地法に基づく「農地の一時転用許可」の申請があった場合、「流山市都市計画マスタープラン」「流山市みどりの基本計画」「生物多様性ながれやま戦略」等との関連が伺えるケースについては、農業振興課、農業委員会、都市計画課、みどりの課、環境政策課等の連携による検討や調査を行う必要があると思うがどうか。 イ　「農地の一時転用許可」を受けた土地で造成工事などが行われ、その目的と実態との乖離が見られた場合の市の対応について ウ　他自治体での宅地化・資材置場化の事例を踏まえた監視・規制の必要性について

通告番号１０番

質問者１番　小　沢　えみり

質 問 事 項	要　　旨
１　こどもの休暇制度について	（１）こどもが学校以外の場所で学びを得ることは、学校では体験できない学びを深めるとともに、地域社会や自然、文化への理解を育み、親子関係の向上にもつながるなど多様な効果が期待される。本市では、令和７年４月から「こどもの休暇制度」が導入されたところであるが、その状況について以下を問う。 ア　本市で実施している「こどもの休暇制度」と、他自治体で実施されている「ラーケーション」と何が違うのか。 イ　本制度について、こどもや保護者からどのような声が寄せられているのか。 ウ　本制度の夏季休業前までの取得状況について
２　こどもの多様な居場所について	（１）現在、夏休み期間や放課後のこどもの居場所については、保護者の働き方やこどもの学年によって選択肢が分かれている。保護者の働き方は多様化しており、「学童クラブに預けるほどではないが、短時間または夏休み期間中だけこどもを預けたい」というニーズが高まっている。そのような家庭にとっては、長期休暇中のこどもの居場所が十分に確保されていないのが現状である。 そこで以下３点を問う。 ア　かつて実施されていた「夏休み子ども教室」を今後復活させる予定はないのか。 イ　学童クラブには預けられないが預け先を必要とする家庭のニーズを、市としてどの程度把握しているのか。 ウ　多様化する家庭の働き方を踏まえ、夏休み期間や放課後における「短時間」「単発利用」など柔軟な居場所づくりを、市としてどのように考えているのか。

３　企業版ふるさと納税について	（１）企業が自治体の事業に寄附を行った場合、最大約９割が法人関係税から控除される「企業版ふるさと納税」は、内閣府が推進する制度であり、企業・自治体等にとってもメリットが大きい仕組みである。これまで市内企業から多くの寄附があったが、企業版ふるさと納税は流山市外に本社がある企業が対象となるため、人口増加を続ける流山市の強みを発信することにより、企業からの寄附を積極的に募るべきと考える。そこで、制度の実施状況や課題を踏まえ、以下を問う。 ア　現時点における企業版ふるさと納税を行った企業数及び寄附額はどの程度か。 イ　企業からは窓口が分かりにくいとの声が上がっている。そこで、事業者申請から寄附完了までの企業版ふるさと納税の窓口を一元化すべきと考えるがどうか。また、現在も寄附の対象となっている事業が市ホームページに掲載されているが、企業が寄附しやすいように、さらに詳細な使途を示してはどうか。 ウ　市外企業に対し、本市の人口増加という強みを活かして制度のメリットを積極的にアピールすべきではないか。

通告番号１１番

質問者７番　桑　畑　伴　子

質 問 事 項	要　　旨
１　乳幼児健診の拡充について	（１）令和５年１２月、国は「こども未来戦略方針」において加速化プランを盛り込み、少子化対策の柱として乳幼児健診の充実と推進を特に重要な施策の１つとして位置づけた。これは、全てのこどもが健やかに育つための基盤整備であり、自治体における健診体制の強化を強く求めるものである。この方針には、妊娠・出産・育児の各段階において切れ目のない支援を提供することが明記されており、特に乳幼児期の健診を通じた早期発見・早期支援の重要性が強調されている。本市においても、子育て支援の充実を掲げる中で、現行の３か月健診、１歳６か月健診、３歳児健診に加え、１か月健診や５歳児健診を導入・拡充するべきと考えるが当局の見解を問う。
２　若者の薬物乱用防止の取り組みについて	（１）近年、若年層を中心とした市販薬や処方薬の過剰摂取、いわゆるオーバードーズが社会的な問題となっている。精神的な不安や孤独感などから鎮痛剤や咳止めなどを大量に服用し、一時的な高揚感や鎮静効果を得ようとする行為は、健康被害のみならず命にかかわる危険もある。また小学生、中学生、高校生は心身共に急速に発達する時期でもあるため、この時期に、薬物を乱用すると脳や身体の成長などに大きく影響することが考えられる。そこで以下３点について当局の見解を問う。 ア　小中学校での市販薬のオーバードーズなどを含む薬物乱用防止教育の取組が大事であると考えるがどうか。また、薬物乱用防止教育は、どのように実施しているのか。予防啓発の具体的な取組について当局の見解を問う。 イ　薬物乱用の未然防止には、家庭での見守りも重要であると考えるため、保護者に対しても啓発活動を行うことが重要であると考えるが当局の見解を問う。 ウ　若年層の間で、市販薬や処方薬の過剰摂取がＳＮＳ等を通じて広がっている。本市では、若年層の人口が増加しており、こうしたリスクへの予防的な対応が重要と考えるがどうか。併せて、若年層を対象とした薬物乱用防止の啓発活動はどのようになされているのか。

３　全ての市民が投票しやすい環境整備について	（１）本市において、全ての有権者が投票に参加しやすい環境を整備することは、民主主義の根幹を支えるために重要な課題であると考える。そして、誰でも平等な権利を行使するためには、特に障がいのある方、高齢者など多様な市民が安心して投票できる仕組みづくりが求められている。それらを含め以下５点について当局の見解を問う。 ア　令和７年７月２０日執行の参議院議員通常選挙における、代理投票、点字投票、郵便等による不在者投票の実績を問う。併せて、当該選挙に際し投票所の変更があったが、その変更の理由及び市民への周知方法について問う。 イ　投票支援カードやコミュニケーションボードが本市でも導入されているが、令和６年１０月２７日執行の衆議院議員総選挙や令和７年７月２０日執行の参議院議員通常選挙において、利用状況と周知はどのようにされたのか。 ウ　車いすで投票所に入場する選挙人が「候補者氏名等掲示」や「名簿届出政党名称及び名簿登録者氏名掲示」を確認する際、見やすい高さに掲示することについて、現状の課題と対応について問う。 エ　投票所内での待ち時間緩和策の検討や、リラックスできる雰囲気づくりのため、ＢＧＭの導入をしてはどうか。 オ　平成２８年の公職選挙法の一部改正により、投票所に同伴できるこどもが幼児から１８歳未満に拡大された。期日前投票所や投票日当日の各投票所において、こどもに向けた来場記念として「紙風船」をプレゼントし大変喜ばれていた。紙風船の他にも選択できるようにボールペンや来場記念カードなど工夫してはどうか。

通告番号１２番

質問者２６番　おだぎり　たかし

質 問 事 項	要　　旨
１　中部地域のまちづくりについて	（１）西初石４丁目の空き家対策について （２）流山おおたかの森駅周辺センター地区の西及び南地区における道路を再整備する流山おおたかの森駅周辺まちなみづくり事業、いわゆる「いざきロード」についてはどのような事業内容になっているのか。また不要不急の事業であることに加え、２期工事の着手により、更なる渋滞の悪化、バスの遅延、沿道商業施設や住環境等への影響が強く懸念されることから、直ちに中止し、ムダ使いをやめるべきだがどうか。
２　行政組織の充実・強化について	（１）子ども家庭課虐待・ＤＶ防止対策室や教育委員会指導課いじめ防止相談対策室と教育研究企画室、まちづくり推進課交通計画推進室などは課に昇格し、人員体制や人材育成等を図るべきと考えるがどうか。 （２）防災危機管理課について、国の「防災庁設置準備アドバイザー会議報告書」等を土台に、「令和６年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」等、最新の取組を積極的に活かせるよう人員体制を増員するとともに、組織強化を図るべきと考えるがどうか。
３　公共施設の維持管理について	（１）学校及び市営住宅を除く公共施設の令和６年建物劣化度調査はどのような内容で行われ、総合評価ランクを含めどのような結果となったのか。その結果に基づく長寿命化の取り組みについて、予算化や今後３年間の実施計画等どのように反映されているのか。 （２）令和５年度、及び令和７年度にも同様の調査が実施されているが、結果の推移と長寿命化に向けた予算化等はどのように反映されているのか。また調査の効果や課題を現時点でどのように捉えているのか。 （３）学校及び市営住宅の劣化度及び計画的な長寿命化の取り組みはどうなっているのか。

通告番号１３番

質問者８番　乾　　え　り

質 問 事 項	要　　旨
１　多様性を尊重する社会の推進について	（１）本市は流山市多様性を尊重する社会の推進に関する条例を制定しているが、２０２５年７月に行われた参議院議員通常選挙では、外国人差別を助長しかねない言説がふりまかれる一方、７月２４日、全国知事会において「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す」とした青森宣言が採択された。本市が推進する多様性を尊重する社会とはどのようなものか市長の見解を問う。
２　平和施策について	（１）被爆８０周年の今年、本市は「原爆の図」の展示や小学生の平和大使の派遣などを行った。平和大使の感想や、広島市・長崎市の平和記念式典を通じて、国に対し核抑止論から抜け出し、今こそ核兵器禁止条約へ参加することを呼びかけるべきと考えるがどうか、市長の見解を問う。
３　教育行政について	（１）不登校政策について ア　令和７年第２回定例会の市政に関する一般質問で、学校そのものの在り方についての質問に対し、「教員もこどもたちもみんながみんなつらいとかという状況ではなく、概ね元気よく明るく生活している」との答弁があったが、この一言で解決できると考えているのか。一人ひとりのこどもに寄り添える学校づくりについて問う。 イ　フリースクール通学者への助成制度を創設すべきと考えるがどうか。 ウ　こどもの不登校で親が介護休業を取得できる制度の周知徹底をすべきと思うがどうか。
４　買い物弱者対策について	（１）流山市では、令和３年度より、株式会社カスミと協定を締結し、移動販売車が巡回しているが、これまでの実績はどうなっているか。また５年間の協定とのことだが、今後の見通しについて問う。

通告番号１４番

質問者１１番　高　橋　あきら

質 問 事 項	要　　旨
１　公共事業の品質確保について	（１）「改正建設業法（２０２４年６月）」や「改正下請法（２０２５年５月）」が成立し、公共工事の現場労働者に、しっかり賃金を確保しようとの流れが強まっている。本市における公共工事について、国の取組を多いに生かし率先すべきであり、公共サービスの品質を確保するためには、労働者の賃金確保・処遇改善が待ったなしと考えるが、どのように捉えているのか当局の見解を問う。
２　水道・下水道事業について	（１）埼玉県八潮市で県道が陥没しトラックが転落した事故について、下水道事業の広域化と独立採算を推進してきた国の責任が大きいと捉えているが、事故の原因と教訓について問う。 （２）内閣府は２０２３年６月に「ＰＰＰ/ＰＦＩ推進アクションプラン」を決定した。民間の利益追求による安全のためのコスト削減や、自治体における技術継承が困難になり、情報開示の後退による監視機能の低下等の問題点があると考えるが、本市はどのように捉え、対応するのか。 （３）東部地域では、下水道に接続する上で「経済的に負担ができない」との声が寄せられている。また、上水道の接続を希望してもなかなか実現していない。上下水道の接続について問う。
３　気候危機対策について	（１）猛暑が続く下で「米が７割から８割しか収穫できないのではないか」、「野菜の作付けが大変だ」との声が聞こえるが、異常気象による市内農産物の影響と対策について問う。 （２）２０２５年６月から低所得世帯の省エネエアコンへの買い替え費用、または新規購入費用が引き上げられた。賃貸アパートに住居し、自分で購入・設置していない場合は対象外となっていることについて再検討すべきではないか。

4　ジェンダー平等の推進について	**（1）国土交通省は、便器の数や個室滞在時間等を考慮し、女性トイレについて設置数基準の見直しや、仮設トイレ設置者への緊急呼び掛け等を行った。流山花火大会など市内イベント開催時における仮設トイレ設置について問う。**

通告番号１５番

質問者１７番　植　田　和　子

質 問 事 項	要　　旨
１　生活保護行政について	（１）生活保護基準の大幅な引き下げは日本国憲法第２５条の生存権に反するとして、全国の利用者が国と自治体を訴えた「いのちのとりで裁判」の上告審判決において、最高裁判所は２０２５年６月２７日、生活保護基準引き下げを「違法」とする初の統一判断を示した。２０１４年から、全国２９都道府県で１０００人超が闘う中での画期的判決だが、このことについて、市長の見解を問う。
２　清潔で安全・快適な生活環境の確保策について	（１）本市は「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定しているが、市民や事業者にどれくらい浸透していると認識しているか。 （２）路上喫煙防止重点区域である江戸川台駅周辺並びに運河駅東口周辺の現状は把握しているか。 （３）犬のふん放置対策について問う。
３　教育行政について	（１）学校の部活動における熱中症対策について問う。 （２）就学援助制度の充実について問う。

通告番号１６番

質問者２番　鈴木　ゆうすけ

質 問 事 項	要　　旨
１　行財政改革審議会を経て策定された新たな３計画について、また行財政改革審議会のあり方について	（１）令和７年度からを新たな策定計画期間とする３計画「流山市経営改革プラン」「情報化推進計画」「定員適正化計画」策定のため行財政改革審議会が設置され、令和６年１月２９日付けで、市長から同審議会へ諮問が行われた。これら審議や答申を受け策定された計画について、また審議会のあり方について以下を問う。 ア　審議会内で委員から具体的な課題や改善案について発言があったものの、多くの委員がそれぞれ意見を述べていく会議の流れや会議時間の都合などから、計画への反映可否の回答などが無いままに流れてしまう議論などもあった。そこで、委員から市の現状への課題感や、改善策の反映などについてより一層議論を深めたり、丁寧なフィードバックが必要と考えられるがどうか。また採用されていない審議会内の意見については今後検討などされていくのか。 イ　審議会の開催が計画策定の約１年前であり、行財政改革審議会でそれぞれの３計画の審議に費やされた時間は約２時間の会を３回で合計６時間ほどであった。諮問される３計画の重要性などに鑑み、審議委員・職員双方無理のない範囲で会議の総時間数を増やすような工夫が必要と思われるがどうか。 　また前計画のフィードバックに更に時間をかける必要性や、現行計画伴走型の審議会を継続する必要性についてどのように考えるか。

2　教育委員会のいじめ対策と、市長部局側のいじめ対応体制の構築について	（１）流山市のいじめ対策・対応について。また、今後の市長部局側のいじめ対応のあり方、教育委員会との連携などについて以下を問う。 ア　教育委員会では、いじめ防止授業の更なる充実に向けてどのような取り組みを行なっているか。またそのために認知されているいじめの類型化、分析は行われているのか。 イ　こども家庭庁では「地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進事業」にて、「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」を進めている。流山市においても、こどもまんなか社会実現のため市長部局がいじめ問題に取り組むのは非常に意義が大きいことであり、学校・教育委員会だけに対応を委ねるのではなく、市全体で取り組むべきと考えるがどうか。またこれに関連する機構改革など体制構築の必要性と課題について問う。

通告番号１７番

質問者３番　う　た　桜　子

質 問 事 項	要　　旨
１　生物多様性を尊重したまちづくりについて	（１）生物多様性ながれやま戦略（第二期）によると、古間木地区（芝崎小鳥の森、野々下水辺公園周辺、総合運動公園周辺）と宮園地区（みやぞの野鳥の池、坂川、熊野神社周辺の森、にしひらい水鳥の池）が重点地区・拠点に設定されている。そこで以下を問う。 ア　みやぞの野鳥の池は、以前見られなかったカワセミも観察されるようになったそうだが、工夫した点は何か。また、芝崎に造られる新しい調整池も同じような自然工法を採用する予定はあるか。 イ　坂川近くの思井から芝崎にかけて、地盤が緩く、南流山名都借線の雨水管工事がストップしていると仄聞しているが、進捗状況はどうか。 ウ　野々下・古間木一帯の低地は谷津地形といわれ、それを取り囲む斜面林の地中に貯留された雨水が湧き出る場所である。専門家によると、埋立てや盛土により湧水の出口が塞がれると、斜面林側で倒木・落枝・斜面崩壊の恐れや、また周辺地区や下流域で浸水被害・道路冠水など都市型水害をもたらす恐れがあるようだが、当局の見解はどうか。 （２）野田市には、官民連携によって設立された「こうのとりの里」がある。コウノトリの野生復帰を目指し、自然環境の保全と生物多様性の向上を目的として、野田市が中心となり、「コウノトリと共生する地域づくり推進協議会」を設立し、行政、地域住民、ＮＰＯ法人、企業などが協力した取組である。更に、生物多様性の一環として、無農薬の水田が市民農園で運営されており、地域住民が米作りに参加している。そこで以下を問う。 ア　流山市では、「ふるまぎ里山ミュージアムを実現させる会」という市民団体が発足し、こうのとりの里のように生物多様性を楽しみながら地域の人が共存できるような構想がある。生物多様性戦略に重点地区として設定されているこの地域を維持するにあたり、この構想にどのような見解があるか。

2　ポストコロナ時代におけるコロナ時代の検証と今後の見通しについて	（1）２０２０年のコロナ騒動から５年半が経ち、私は次のポストコロナのステージとして、コロナをきっかけに衰退してしまった伝統的な行事や人と人とが繋がりを取り戻せる場づくりなどの活動に力を入れているところである。そのような中、令和７年第２回定例会において、補正予算で約１億円の予算が新型コロナウイルスワクチンに充てられた。ポストコロナの時代になり、特例承認が既に終了したワクチンを市民の税金を使って接種するのであれば、それなりの検証が必要と考える。そこで以下を問う。 ア　補正予算で新型コロナウイルスワクチンに１億円使うに至った根拠は何か。 イ　全額自己負担の場合と、市の補助を使った場合の個人が負担する金額はそれぞれいくらか。 ウ　２０２４年４月以降、新型コロナウイルスワクチンのデータ管理が国から各自治体に移行したことで、市民団体を中心に流山市や近隣市でも開示請求が行われており、市民や一般の統計学の専門家が無償でデータを解析・検証していると仄聞しているが、現時点で流山市予防接種健康被害調査委員会のメンバーに、データを検証するための統計学の専門家はいないのか。
3　子宮頸がんワクチンについて	（1）子宮頸がんワクチンに関して以下を問う。 ア　全国での子宮頸がんワクチンの健康被害の状況は把握しているか。 イ　流山市で子宮頸がんワクチンによる健康被害は出ているか。 ウ　現在健康被害の裁判が行われているという事実は認識しているか。 エ　流山市では、男性への子宮頸がんワクチン補助は検討しているか。

通告番号１８番

質問者２３番　藤　井　俊　行

質 問 事 項	要　　旨
1　マンション街の灯り対策について	（１）おおたかの森センター地区において、マンションの高い外壁によって月明かりが遮られている。まちづくりの観点からどのように考え対応していくのか、当局の見解を問う。 ア　建設時の建物完成後の民地内の街灯設備について事前協議では、どのような協議を行っているのか問う。 イ　完成後の設備に明るさ不足があった場合の対応はどのように考えているのか問う。
2　生活道路の安全対策について	（１）西初石１丁目地先の住宅地において、生活道路にもかかわらず大型車両が通行して道路の破損が目立っている。大型車両の通行規制はどのようになっているのか。また、道路補修はどのように対応しているのか、当局の見解を問う。
3　こどもの居場所について	（１）放課後や長期休みの間のこどもの居場所について当局の見解を問う。 ア　千葉市では、学童クラブにあたる子どもルームに加え、放課後子ども教室や、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するアフタースクールの取組を行い、希望する全ての児童に安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供している。先進的な他市の取組について本市の見解を問う。 イ　中高生の居場所が本市では不足していると感じている。今年度から中学生、高校生、大学生などの若者が気軽に過ごせる居場所づくりが開始されるが、当局の見解を改めて問う。
4　太陽光発電パネルのリサイクルについて	（１）全国的に太陽光発電が推進されているが、使用済み太陽光パネルのリサイクルに対する補助事業は少ないと思う。こうしたリサイクルの取組について当局の見解を問う。

通告番号１９番

質問者２２番　楠　山　栄　子

質 問 事 項	要　　旨
１　地域の文化財の保存と有効活用について	（１）松ヶ丘の野馬土手を中心とした保存と有効活用について ア　本市の歴史遺産である「松ヶ丘の野馬土手」の現状と課題について問う。市内の野馬土手は年々減少しているが、その現状と減少の要因は何か。 イ　令和６年第３回定例会の市政に関する一般質問において、流山市、柏市、千葉県を含めた３者により文化財的な価値を高める協議を進めるというご答弁をいただいた。３者協議のその後の進展状況はどうか。また、指定文化財に向けた協議はどうか。 （２）東葛地域の野馬文化の継承について ア　南柏の野馬土手を中心に、水戸街道・旧日光街道・柏第二小学校周辺に広がる江戸時代後期の歴史について、当局はその価値をどのように認識しているのか。 イ　柏市と流山市それぞれの文化財保存活用地域計画には「野馬土手」の記載があるが、実際には保存が進んでいない現状について、市の認識はどうか。 ウ　文化庁が推進する「地域文化財の有効活用」の方針を踏まえ、本市としての保存・活用の計画をどのように実施していくのか。
２　終活情報登録制度の導入について	（１）近年、全国の自治体で終活情報登録事業を公的に整備する動きが急速に広がっている。本市の現状と課題、今後の方針について以下に問う。 ア　厚生労働省のデータによれば、２０４０年には高齢者世帯の約４割が独居となり、葬儀・納骨・死後事務を担う人がいない世帯が増えるとされている。本市における現状と見通しはどうか。 イ　孤独死後の遺体引き取りや住居片づけ、火葬・納骨等を行政が負担する事例が増加していると聞く。本市における孤独死の件数および死後事務に伴う行政コストの現状はどうか。 ウ　在宅医療や在宅看取りの流れの中では、死後対応や身元保証を含む「切れ目のない支援」が不可欠となる。死後手続きに加え、生前の手続きや意向を登録できる「終活情報登録制度」の整備が必要と考えるが、その導入可能性について市の見解を問う。

通告番号２０番

質問者４番　清　水　　大

質 問 事 項	要　　旨
１　みどりの保全について	（１）本市の人口増加、子育て世帯の流入が著しいことは周知のとおりと思う。反面、住宅需要に応じた開発行為により、宅地化が加速的に進み、本市の本来の魅力である緑地の減少が著しいように思う。特に東深井エリアでは昨年から今年にかけて宅地開発が続いており、流山市のみどりは本当に維持されるのかと危惧する声が多く聞かれる。そこで以下を問う。 ア　流山市みどりの基本計画によると本市の緑被率は４０．３%となっているが、過去の推移及び直近の数値はどのように変化しているか。 イ　市内に数多く存在する市民の森は、すべて民有地であると認識している。相続などで土地の所有者が代わる可能性があるが、所有者が代わっても継続して市民の森として維持する方針なのか。その場合、どのような対応策を準備しているのか。 ウ　本市には桜が植えられている公園が多く、シーズンになると、見事に咲き誇り、本市の大切な地域資源であると考える。しかしながら桜の樹木としての寿命は３０年～５０年と言われており、本市の一部公園では落枝や倒木の危険性から伐採されているが、そのような危険性のある桜がある公園は、現時点でどの程度あるのか把握しているか。また伐採した後の植林計画はあるのか。 エ　屋上など公共施設の空きスペースを利用して、今後みどりを増やしていく計画はあるか。
２　終活サポートについて	（１）近年、高齢者の単身世帯が増え、お独りでお亡くなりになられる方が増化傾向である。また家族関係の希薄化から、ご遺体の引き取り手がないケースも増加傾向にあり、その場合は墓地埋葬法第９条により、死亡地の市町村長が火葬を執り行うこととなっている。そこで以下を問う。 ア　本市でお亡くなりの方で、ご遺体の引き取り手がない方の人数の推移はどうか。その場合はどのような供養、埋葬をしているか。 イ　死期周辺の相談事を受け付ける窓口は確定しているか。 ウ　終活について先進自治体に学びに行くなど、調査・研究はどの程度進んでいるか。

３　選挙について	（１）令和７年７月２０日に行われた参議院議員通常選挙の投票率は５８．５１％と、前回２０２２年の投票率５２．０５％から６．４６％上昇した。本市においても前回投票率５５．３３％から６１．７５％と上昇。県内自治体では２番目に高い投票率であった。それだけ注目度が高かった選挙と言える。普段は投票に行かないが今回は行ったという方が多く、その為か選挙後に有権者から、今の投票制度の問題点について多くのご意見を頂いた。そこで以下を問う。 ア　有権者宅に郵送されてくる入場整理券がなくても投票が出来るが、公職選挙法では身分証明書の提示を義務付けていない為、このような状況下においては本人に成りすまして第三者が投票することも容易ではないかとの声が多くある。なりすまし対策として、本市はどのような事に留意し、投票所において本人確認を実施しているのか。 イ　病院や老人ホーム等の施設では、施設から県に申請し、認定されれば、その施設において不在者投票が出来るようになっている。認定された施設は投票管理者や立会人を定めることになっているものの、第三者が介在しやすい状況にあることは否定できない。入居者の中には、認知症など判断力が低下されている方も少なからずいる中で、現場ではどのような不正防止策を講じているか。 ウ　投票用紙に記入するために鉛筆が用意されているが、サインペンを持参して投票に臨む方もいる。そもそも投票所に鉛筆以外が用意されていない理由は何か。

都心から
一番近い
森のまち

別紙５－１

陳情第１３号

組織的な嫌がらせ・監視行為による市民生活及び職場環境、公的施設、一般生活における重大な、影響と人権侵害(集団ストーカー)に関する陳情書

（陳情要旨）

流山市に居住する一部の市民は、特定の意図を持った個人や集団による、執拗な嫌がらせ、監視、つきまといといった行為に日常的に晒されており、その生活の平穏と安全が著しく侵害されております。これらの行為は、時に市民のプライバシーを侵害し、精神的苦痛を伴うだけでなく、特定の情報を仄めかすなど、心理的な攻撃を伴う現代的なハラスメントとして認識されるべきものです。特に、職場においても、不当な業務妨害や心理的圧迫として現れる事例が確認されており、市民の職業生活までもが脅かされております。加えて、これらの嫌がらせ行為の集団ストーカー実行犯の一部が、近年社会問題となっている「闇バイト」を通じて募集されている可能性も指摘されており、一般市民が知らずに加担してしまう危険性も増大しています。

陳情者自身も、長年にわたりこのような行為の標的とされ、心身の不調、社会活動への支障、そして公共機関への不信感を抱かざるを得ない状況にあります。

市民の生命、身体、財産、そして心の安全を守ることは、地方自治体の最も基本的な役割であり、流山市が本問題に対し、市としての安全配慮義務を果たすべく、早急な実態把握と具体的な対策の検討に着手する事を強く陳情いたします。

（陳情項目）

1　流山市が、特定の市民が訴える広範囲な嫌がらせ・監視行為の実態について、職場での被害状況を含めた早急な情報収集と状況確認を行うための窓口設置、定期的なチラシの回覧、地域の掲示板の利用、学校施設へのチラシの配布を求めます。

2　このような行為が市民の生活の平穏を脅かすものであることを流山市として認識し、市民に対し、不審な行為への注意喚起と情報提供を促す啓発活動を強化することを求めます。特に、このような嫌がらせ行為への加担が「闇バイト」として勧誘される危険性についても、市民（特に若年層）への啓発を強化することを求めます。

3　被害を受けた市民が安心して相談できる環境を整えるため、警察、弁護士会、医療機関等の専門機関との連携を強化し、必要に応じた法的・心理的支援に繋がる体制の構築を求めます。特に、職場での集団ストーカー嫌がらせに対する相談体制の整備を求めます。

別紙５－１

４　市民の安全配慮義務の一環として、本件に関する議論を定期的に行い、市の取り組みの進捗状況を市民に公開することを求めます。

令和７年７月１１日

陳情者
[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１４号

排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書

（陳情要旨）

令和６年３月の障害保健福祉関係主管課長会議資料「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。各市町村においては、平成１８年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい。」と記載があります。これに基づき、排泄予測支援機器を千葉県流山市において、日常生活用具として追加認定いただきたく存じます。

「ＤＦｒｅｅ」は超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿の溜まり具合を０～１０で数値化する機器です。その数値は専用タブレットや自身のスマートフォンで確認でき、排尿のタイミングを予測し、排尿の機会を本人または介助を行う者に通知が可能です。我が家では、５歳の身体障害者手帳１級を持つ子供がおります。通知が鳴ったタイミングで本人と一緒にトイレへ行くという習慣で活用しています。尿の溜まり具合が数値化されることで、漏らす前にトイレ誘導が可能、漏らしたとしても傾向値が見え対策が取れるようになり、本人にとっても介助者にとっても、排尿課題へ解決の兆しが見えています。

このように、尿意を感じることができない障害者にとって「ＤＦｒｅｅ」は非常に有用です。

（陳情項目）

１　尿意の意思表示ができない、もしくは曖昧にしか感じることができない障害者の排尿課題を解決するため、排泄予測支援機器「ＤＦｒｅｅ」を千葉県流山市の日常生活用具として追加認定いただきたいです。「ＤＦｒｅｅ」は令和４年４月に特定福祉用具に認定され、介護保険適用となっています。ぜひ障害者にも負担が少なく購入できるようになることを求め、上記事項を陳情いたします。

令和７年７月２８日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１５号
「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書

（陳情事項）

２０２６年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

（陳情理由）

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、２０２６年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

1　災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
2　子どもたち一人ひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
3　保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
4　現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。
5　安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。
6　多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。
7　安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備にむけ、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
8　ＧＩＧＡスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。

など

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

別紙５－１

２０２５年８月１９日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１６号

「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書

（陳情事項）

２０２６年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

（陳情理由）

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっていましたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、２００５年には給与費の負担割合が３分の１に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちをとりまく教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本陳情の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

別紙５－１

２０２５年８月１９日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１７号

野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書

（陳情主旨）

流山市野々下１丁目で進行中の休耕田の埋立工事は、農業委員会による農地転用の許可の下に、芝生生産圃場を運営するという名目で進められていますが、同じ業者が野田市で運営している芝生生産圃場の現状を見ると、芝生の生産とは名ばかりで、実態は残土処理のための埋立であることは明らかです。

野々下１丁目・２丁目、および古間木に広がる里山（以下「古間木の里山」）は、流山市都市計画マスタープランや流山市みどりの基本計画、および生物多様性ながれやま戦略といった行政計画ののでもその自然環境の保全が重要な課題となっています。本件ののし休耕田の埋立は、谷津の自然環境の主役である湿地環境を破壊地が放棄されることにより想定される治安の悪化や、隣接する市街化区域における都市型水害の激甚化、それにより流山市のイメージ低下など、様々な観点から大きな問題であると考えています。

野々下１丁目で進行中の埋立工事はほぼ完了し、業者の説明によると今後野々下２丁目にかけて第２期、第３期の埋立工事を予定しているとのことですが、私たちはこの問題のある埋立工事につい、流山市が原状を回復しこれ以上の埋立が進まないような措置を取ることを要請します。

（陳情の背景・理由）

１　流山市野々下１丁目で進行中の休耕田の埋立工事について

野々下１丁目の春山寺の駐車場の隣の休耕田で昨年１０月から芝生生産圃場の埋立工事が始まりました。埋め立て面積は約１ｈａで、流山市農業委員会の農地転用の許可を得て、地表から１．５ｍ道路面から１ｍの高さまでの埋立工事を実施しており、２０２５年８月現在で工事はほぼ完了したものと思われます。

事業主体の芝生生産圃場整備事業合同会社（（株）グリーンステージジャパンの子会社）の説明によれば、当該土地の地権者から３年契約で土地を借り芝生の生産を行うとのことで した。しかしながら、全国的にゴルフ場の事業不振が続く中芝生生産事業が採算の取れる事業とは思えず、同じ業者の運営する野田市目吹と木野崎の芝生生産圃場を調査したところ、両方とも約３年前に埋立工事を実施した後に実質的に芝生の生産が行われた形跡はなく、芝生生産を口実に建設残土処理を目的とした埋立工事ではないかと推察しています。野田市目吹の地権者の一人によると、「埋立には砂利混じりの土は使われており、とても芝生生産を行う意思があるとは思え ず、３年の土地の賃借契約期間を過ぎても業者から何の連絡もない」とのことでした。

建設残土の埋立については、以前から大きな社会問題となり、全国的に農地転用の許可が厳しくなってきていますので、貴重な残土処理のための埋立は許可されなくなりましたが、本件のような作物転換を口実とした農地造成による残土処理の手法は、法令の隙間を衝いた新たな手口として今後広がっていくものと思われます。野田の目吹と木野崎の周辺は、休耕田の埋立が進行し、残土の山や資材置き場や自動車の解体ヤードなどが無秩序に広がる場所となっています。このまま放置すると、野々下と古間木に広がるこの良質な里山環境が失われ、目吹や木野崎のような治安環境に問題のある場所のなることが懸念されます。

２　野々下・古間木に広がる谷津を含む里山環境について

「古間木の里山」は、流山市都市計画マスタープランの中では緑と水辺のネットワークづくりの中心として自然景観を保全すべき地域として位置づけられ、流山市みどりの基本計画の中でも、総合運動公園の再整備などと並ぶ４つの重点プロジェクトの一つとして、「思井～芝崎、古間木～野々下地区の連続性あるみどりの保全プロジェクト」および、保全配慮地区に位置付けられています。また、生物多様性ながれやま戦略の中でも重点地区に選定されており、環境省の絶滅危惧Ⅱ類に指定されている猛禽類のサシバや千葉県の最重要保護生物に指定されているニホンアカガエルやヘイケボタルなどが繁殖する貴重な場所です。その自然環境の特徴は、中心に位置する水田を中心とする谷津とその周辺広がる雑木林の斜面林にあります。谷津と斜面林が複雑に入り組むことで、多様な生き物の生息が可能な里山環境が形成されています。水田で卵を産み成長して森に帰るニホンアカガエルなどの生き物を狙って、猛禽類のサシバなどが営巣中に必要な餌を捕ることができます。その中で水田の湿地環境が失われると、食物連鎖の重要な輪が途切れ生物の多様性が大きく損なわれることとなります。

また、「古間木の里山」は昔から地域の人たちの憩いの場として利用されており、朝晩には多くの人たちが散歩にきてストレスを解消しています。この地域にはいくつかの福祉施設も点在し、施設を利用する方たちにも良質な自然環境を提供しています。

３　防災・治安面での不安、流山市のイメージ低下

この埋立が続けば、この地区も前記の野田市目吹・木野崎のように、残土の山や資材置き場や自動車の解体ヤードなどが無秩序に広がる場所になってしまい、夜は１人で歩くのが不安になるような、治安の面で心配な地区になります。

また、道路高より１．５ｍ高い壁のような埋立は、辺縁部の法面を安息角で処理していても大雨や大きな地震の際には必ず崩壊します。周辺の農地に悪影響を与えるだけでなく、道路を閉鎖させ、通行する市民を巻き込む人身災害につながります。そもそも作物転換のための農地造成で、わざわざ道路高プラス１．５ｍまで高々と土を盛る必要はないはずです。

さらに、隣接する区画整理地など市街化区域で都市型水害が激甚化することは容易に想像でき、流山市のイメージ低下につながることは必至です。

埋立予定地に近い運動公園周辺地区の区画整理において、宅地のニーズが減る可能性があり、今の豊かな自然環境を求めて転入検討されている方にとっても資産価値が下がることが懸念されます。

（陳情項目）

１　第１期工事の農地転用の許可を取り消して原状回復を求めてください。

２　第２期工事の農地転用の許可を取り消して工事の進行を止めさせてください。

３　第３期工事以降の申請について農地転用の許可を与えないようにしてください。

４　上記１～３の判断について、事実上同じ業者が行った野田市目吹・木野崎における、地権者を欺き結果的に農地法違反であったといえる農地造成工事を、見て見ぬふりせず、厳正に審査してください。

５　今後農地転用の審査に当たっては地面の高さ以上の埋立を認めないようにしてください。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１８号

マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書

（陳情主旨）

現在、国は令和８年７月末までの暫定措置として、７５歳以上の後期高齢者に対して、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を申請不要・無償で交付する運用を決定しました。これは、経過措置として使用されていた従来の健康保険証、または資格確認書の有効期限が本年７月末に一斉に期限を迎えることで、資格確認書の交付を求める申請が自治体の窓口に殺到することを懸念した措置とのことです。

しかし、マイナ保険証の登録者数は５月８日現在で約８，３００万人であるのに対し、そのうちの後期高齢者の割合は約１，３００万人であり、残る約７，０００万人のほとんどが遅くとも２０２５年１２月で経過措置で使えていた従来の健康保険証が使えなくなる状況となります。混乱の懸念は拭えません。混乱は資格確認書の交付申請を受ける自治体の窓口のみならず、健康保険証の廃止を認識していなかった被保険者が受診した医療機関の窓口でも起こり得ます。従来の健康保険証以外に使用可能な資格確認書類を持たず受診し、意図せず１０割負担を請求されるなどすれば、医療機関と患者との間で深刻なトラブルとなるケースも懸念されます。

全国保険医団体連合会が今年２月から実施した調査では、マイナ保険証による医療機関窓口での「オンライン資格確認」によるトラブルは９割の医療機関で発生し、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れなど、今後さらなる増加が懸念されています。なお、電子証明書の更新には自治体窓口への来庁が必要で、２０２５年度に更新が必要となる件数はおおよそ２，７６８万件です。また、マイナンバーカードを大事にしまい込んでしまった方などは、普段持ち歩くことがないために、医療へのアクセスにハードルが設けられてしまいます。医療へのアクセス保障は後期高齢者に限られるべきものではありません。国民健康保険の加入者にもデジタル機器に不慣れな方、障がい者など、多様な事情を抱える方が多く含まれています。こうした方々に対し、マイナ保険証の取得・利用を前提とする制度設計は、医療へのアクセスを著しく制限するおそれがあります。従来（紙）の健康保険証は、２０２４年１２月１日をもって発行停止とされ、代替として資格確認書が交付されることになっていますが、保険者による当分の間の職権発行を除き、本来は申請が必要とされています。申請手続の煩雑さや周知の不足によって、必要な人に行き渡らない懸念が生じています。医療は全ての住民に等しく提供されるべき基本的な権利であり、制度の過渡期にあってもその保障は確実に担保

されるべきです。そのため、後期高齢者と同様に、市町村国保加入者に対しても、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付する措置が必要です。

なお、２０２５年５月現在、東京都渋谷区と世田谷区はマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を一斉発送することを発表しました。こうした措置は住民の不安や不信を和らげ、医療機関の現場での混乱や負担を軽減することにもつながります。つきましては、貴自治体におかれましては、国保加入者に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付するよう陳情します。

２０２５年８月２５日

陳情者
[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第１９号

物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書

（陳情主旨）

公立、民間立を問わず、昨今の医療機関の経営においては、人件費の増加や物価高騰の影響により業務に要する費用が大きく増加している。これに対し、公定価格である診療報酬は、独自の判断で価格転嫁を行うことができないため、診療報酬による収入では費用の増加分を賄うことができない状況であり、経営努力だけで対応するには限界がある。

自治体病院は、地域医療の拠点となる中核病院として、広域的に近隣自治体からの救急搬送患者や他医療機関からの紹介患者を受け入れるとともに、小児・周産期や新興感染症等の採算性が低い政策医療を担っている。

しかしながら、国に準拠した給与改定等により人件費が増加する等、医業費用が増加しており、多くの自治体病院では地方公営企業法に基づく一般会計からの繰出金を充当しても経常収支がマイナスとなっている。 加えて、特に急性期病院では、医療の高度化に伴う薬剤、医療機器や診療材料の価格高騰に対し、診療報酬が十分に確保されていないことから、収支の悪化を招いている。

このような状況の下、病院を支える自治体からの財政支援により、一般会計による負担が増すことになれば、自治体の財政運営にも支障を及ぼすおそれがある。よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう要望する。

以上の趣旨から、流山市議会においては、地方自治法第９９条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、以下の項目を盛り込んだ意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

記

１　令和８年度の診療報酬の改定に際し、喫緊の課題として、昨今の物価高騰等に見合った弾力的な報酬改定、緊急的な財政支援など、これら地域の中核となる医療機関等において持続的なサービスの提供を可能とする対策について、早急に検討し必要な措置を講じること。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第２０号

医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書

（陳情主旨）

いま、医療機関の経営が困難な状況は深刻さを増しており、事業の存続が危ぶまれる事態も生じています。２０２４年度診療報酬改定は、物価高騰への対応等を踏まえプラス改定となったところですが、その後も物価の高騰や職員の賃上げ等への対応により、費用は、これを上回って増加しており、医療機関は厳しい経営を強いられています。帝国データバンクの報道でも２０２４年の医療機関の倒産は６４件と過去最高を記録し、今年も高水準で推移しています。このままでは、医療機関の事業と運営ができず、地域から医療機関が無くなる、地域医療が崩壊しかねない危機的状況です。

日本医師会・６病院団体（日本病院会・全日本病院協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・日本医療法人協会・全国自治体病院協議会）合同声明の要望では、令和８年度の診療報酬改定に、①「高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という社会保障予算の目安対応の廃止、②診療報酬等について、賃金・物価の上昇に応じて適切に対応する新たな仕組みの導入の２点を求めています。

また、６病院団体が行った経営状況調査結果として、経常利益で赤字の病院は２０２３年度の５０．８％から６１．２％に拡大し、全体の経営利益率はマイナス３．３％、赤字病院に限るとマイナス７．４％でした。６団体は「ご存じですか？あなたの街の病院がいま危機的状況なのを！！このままではある日突然、病院がなくなります」と経営危機を訴えています。

いま、医療機関は、物価高騰や人件費の上昇が経営を圧迫していることに加え、人材不足といった複合的な問題により経営が困難になっており、これらの課題に対処し、住民の命と健康を守り、地域医療を守るため、国の責任において、医療機関の主要な収入である診療報酬の再改定等の対応をとることが必要です。

以上の趣旨から、流山市議会においては、地方自治法第９９条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、以下の項目を盛り込んだ意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

別紙５－１

記

１　医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰、働く職員の処遇の改善に適切に対応できるよう、診療報酬を遡及して再改定することや国による補助制度の創設などの緊急的な財政支援を行うこと。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第２１号

委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書

（陳情要旨）

２０２５年（令和７年）５月１日付発行「令和７年度流山市保健だより」について、委託先事業者（広告代理店を通じ朝刊折込が手配され同時に）市内商業施設への配架を手配されました。ですが、南流山周辺の複数の商業施設で配架が確認出来ませんでした。（同日付で発行された、広報ながれやまも、同じ商業施設で配架が確認出来ませんでした。）

５月８日以降、複数回市担当部署（健康増進課）に電話で問合せしました。流山市から委託先事業者に確認し発行日当日の夕刊配達時に、商業施設への配達を対応したとの報告内容を確認しています。一方で私は、何度も商業施設の従業員に「流山市保健だより」は、届いていないとの内容を確認しています。流山市担当者と私の確認内容が異なりますが、市は、委託先事業者の報告内容が正しいと判断し委託手数料を支払った事を８月２３日に確認済です。

流山市議会におかれては、市民の代表であり、代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に、敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

（陳情理由）

５月に手配された流山市保健だよりの、商業施設への配架ですが、実際に商業施設に届けられたのか否かについては、どちらも証明が出来ないのが事実です。対象となる委託手数料は少額だとしても、業務が正しく完了したのが確認出来ないまま、手数料を支払うことについて、多くの市民が納得出来る合理的な説明は出来ないと言えます。

流山市保健だよりについて、来年又は次回発行時に、商業施設への配架が手配される場合に、確実に配架された事が証明出来る商業施設の受領書が不可欠だと言えます。

（陳情事項）

１　流山市保健だより発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様に、商業施設の受取りが確認出来る物の作成と保管を明記する。

２　流山市担当部署より、項目１で定める、受取りが確認出来る物について提出を要求出来る事を、仕様書に明記する。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第２２号

委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認と報告を徹底させ、１円まで活かす市政をより忠実に実践する事を求める陳情書

（陳情要旨）

２０２５年（令和７年）５月１日付「広報ながれやま」について、年間契約に基いて委託先事業者（広告代理店を通じ）朝刊折込が手配され、同時に市内商業施設への配架も手配されました。ですが、南流山周辺の複数の商業施設で配架が確認出来ませんでした。（同日付で発行された「令和７年度流山市保健だより」も同じ商業施設で配架が確認出来ませんでした。）

５月８日以降、複数回市担当部署（秘書広報課）に電話で問合せをしました。流山市から委託先事業者に確認し発行日当日の夕刊配達時に、商業施設への配達を対応したとの報告内容を確認しています。一方で私は、何度も商業施設の従業員に「広報ながれやま」が届いていないとの内容を確認しています。流山市担当者と私の確認内容が異なりますが、市は、委託先事業者の報告内容が正しいと判断し、委託手数料を支払った事を８月２３日に確認済です。

流山市議会におかれては、市民の代表であり、代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に、敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

（陳情理由）

広報ながれやま５月１日付号の商業施設への配架ですが、実際に商業施設に届けられたのか否かについては、どちらも証明が出来ないのが事実です。対象となる委託手数料は少額だとしても、業務が正しく完了したのが確認出来ないまま、手数料を支払うことについて、多くの市民が納得出来る合理的な説明は出来ないと言えます。

広報ながれやまについて、今後も継続して発行し、商業施設への配架が手配される場合に、確実に配架された事が証明出来る商業施設の受領書が不可欠だと言えます。

（陳情事項）

１　広報ながれやま発行時、商業施設への配架手配を手配する場合、委託先事業者と取り交わす仕様書に商業施設の受取りが確認出来る物の作成と保管を明記する。

２　流山市担当部署より項目１に定める、受取りが確認出来る物について提出を要求出来る事を、仕様書に明記する。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－１

陳情第２３号

２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす市政を忠実に実践する事を求める陳情書

（陳情要旨）

２０２５年（令和７年）７月執行の参議院議員選挙は、全国の選挙管理委員会が各自治体の有権者に向けて選挙公報の配付を手配します。流山市を含む多くの自治体が、朝刊折込を利用して対応します。流山市にとって再委託先となる新聞販売店は、業界外部の人間には、理解しがたい商慣習。合理的ではない、不合理で不公正な取引を強いられています。

相対的に立場の弱い販売店は、相対的に強い立場の新聞社から必要以上の部数を仕入れさせられます。印刷工場から届けられた時点で配達の予定もなく、当然売上げを計上できる見込の無いい新聞が相当な割合で発生します。販売店によっては、仕入部数の半分がが配達されず翌日（又は翌々日）に回収業者に引渡される例も有ります。販売店の立場で言えば、必要となる部数（配達する予定の部数）の２倍の部数を新聞社から仕入れざるを得なかったという事になります。

販売店の大半が上記のような不合理で不公正な取引を新聞社から強いられています。そして販売店は、赤字分を補填する為、折込広告（チラシ）の水増し請求を行うことになります。販売店を擁護すれば（詐欺行為とも言える）折込広告の水増し請求を行うよう新聞社から仕向けられているとも言えます。選挙公報の　・他、流山市を含む行政機関が発行する広報紙（広報ながれやま）も販売店の内部で印刷工場から入荷した荷姿のまま、バンドすら切られずに、回収業者に引渡される物もあります。

販売店の現場では、誰からも読まれることなくただ廃棄されるだけの、広告媒体としての価値を持たない新聞とその新聞に折り入れるはずだった、チラシが存在する事は、業界内の常識です。一般的には、販売店は、外部の人間には、気付かれない様通行人の目に触れない様に、余った新聞とチラシは、隠す為、実態を可視化出来る例は少ないですが、流山市内のとある販売店は、全く隠す様子が無く通行人が何ひとつ障害無く見える状態で屋外に積み上げられていたのです。お陰で私は、多数の画像と映像を記録し、市議会議員在職中の期間も含めて、正副議長を含む複数の議員、多くの市職員に画像を見せていました。

そして、７月１２日以降、選挙公報の折込業務がすでに完了した後に、販売店入口脇に（バンドすら切られていない）未開封の選挙公報を確認し、記録しました。７月１４日午後、埼玉県在住のフリーライターと販売店を訪問し、現場責任者より話を聞き、大量の選挙公報が折込まれずに、余った事を確認しました。

流山市議会におかれては、日頃より、市民の代表として代弁者の立場から、執行部とより良い市政を目指し議論を重ね意思決定を行ってきた事に、敬意を申し上げます。以下陳情理由となります。

別紙５－１

（陳情理由）

２０２５年７月執行の参議院選挙にかかわる選挙公報の折込委託手数料は委託先事業者が各販売店の部数を集計し、流山市選挙管理委員会に報告していますが、その部数について一般に使用されている（販売店の）折込定数では、配達されなかった、予備紙（又は押し紙）が含まれている為、実際の配達部数と大きく異なる為、流山市にとっては、余分に手数料を支払う事になります。

折込定数ではなく、月末に発行した領収書の部数を示す「発証数」を基に集計し従来の対応からより実態に近い数字で対応するべきです。それが出来なければ、流山市が掲げてきた、１円まで活かす市政に反する事になります。そして同時に、販売店に、７月１３日、１４日に大量の選挙公報が余った事について、調査するべきです。

（陳情項目）

１　選挙公報折込業務委託手数料の基となる部数について、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく部数で対応すること。

２　７月１２日（日付指定）朝刊折込業務完了後に、一部の販売店で選挙公報が大量に余り、廃棄予定として、山積みになっていた件について委託先事業者に調査を要求する事。

具体的には、①何部余ったのか。②何故大量に余ったのか。③大量に余る事が事前に予想出来なかったのか。④今後の業務委託手配時に大量に余る事を未然に防ぐ事が出来るのか。

２０２５年８月２５日

陳情者

[redacted]

流山市議会議長　石原　修治　様

別紙５－２

令和７年流山市議会第３回定例会提出請願・陳情文書表

令 和 ７ 年　　月　　日

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第１３号	７月１１日	組織的な嫌がらせ･監視行為による市民生活及び職場環境、公的施設、一般生活における重大な、影響と人権侵害(集団ストーカー)に関する陳情書	特定の意図を持った個人や集団による、執拗な嫌がらせ、監視、つきまといといった行為から、市民の生命、身体、財産、そして心の安全を守るため、早急な実態把握と具体的な対策の検討に着手してください。	[redacted]		
陳情第１４号	７月２８日	排泄に課題を抱える障害者（児）に対し、日常生活用具へ排泄予測支援機器の追加認定を求める陳情書	尿意の意思表示ができない、もしくは曖昧にしか感じることができない障害者の排尿課題を解決するため、排泄予測支援機器「ＤＦｒｅｅ」を千葉県流山市の日常生活用具として追加認定してください。	[redacted]		
陳情第１５号	８月１９日	「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	政府及び関係行政官庁に対して「国における２０２６年度教育予算拡充に関する意見書」を提出してください。	[redacted]		
陳情第１６号	８月１９日	「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	政府及び関係行政官庁に対して「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を提出してください。	[redacted]		
陳情第１７号	８月２５日	野々下で進行中の休耕田の埋立に関わる農地転用を許可しないように求める陳情書	１　第１期工事の農地転用の許可を取り消して原状回復を求めてください。 ２　第２期工事の農地転用の許可を取り消して工事の進行を止めさせてください。 ３　第３期工事以降の申請について農地転用の許可を与えないようにしてください。 ４　上記１～３の判断について、事実上同じ業者が行った野田市目吹・木野崎における、地権者を欺き結果的に農地法違反であったといえる農地造成工事を、見て見ぬふりせず、厳正に審査してください。 ５　今後農地転用の審査に当たっては地面の高さ以上の埋立を認めないようにしてください。	[redacted]		

別紙５－２

受理番号	受理年月日	件名	要旨	請願・陳情者 住所・氏名	紹介議員	付託委員会
陳情第１８号	８月２５日	マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、国民健康保険加入者全員に資格確認書の発行を求める陳情書	国保加入者に対して、マイナ保険証の有無にかかわらず、資格確認書を無償かつ申請不要で交付してください。	[redacted]		
陳情第１９号	８月２５日	物価高騰等に見合った医療機関への支援を国へ求める意見書の提出を求める陳情書	地域の中核となる医療機関等における、昨今の物価高騰等に見合った持続的なサービスの提供を可能とする対策について、早急に検討し必要な措置を講じることを求める旨の意見書を国へ提出してください。	[redacted]		
陳情第２０号	８月２５日	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬再改定を国に求める意見書の提出を求める陳情書	医療機関の事業と経営維持のため、物価高騰や職員の処遇改善に適切に対応できるよう、緊急的な財政支援を行うことを求める旨の意見書を国へ提出してください。	[redacted]		
陳情第２１号	８月２５日	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認を徹底させ、１円まで活かす行政をより忠実に実践する事を求める陳情書	１　流山市保健だより発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様に、商業施設の受取りが確認できる物と保管を明記してください。 ２　流山市担当部署より、項目１で定める受取りが確認できる物について提出を要求できる事を仕様書に明記してください。	[redacted]		
陳情第２２号	８月２５日	委託先事業者（及び再委託先事業者）に対し業務完了の確認と報告を徹底させ、１円まで活かす行政をより忠実に実践する事を求める陳情書	１　広報ながれやま発行時に商業施設への配架を手配する場合は、委託先事業者と取り交わす仕様書に、商業施設の受取りが確認できる物の作成と保管を明記してください。 ２　流山市担当部署より、項目１で定める受取りが確認できる物について提出を要求できる事を仕様書に明記してください。	[redacted]		
陳情第２３号	８月２５日	２０２５年７月執行参議院議員選挙における選挙公報（千葉県選挙区・全国比例）折込業務委託の実態を正確に認識し、今後の手配において１円まで活かす行政を忠実に実践する事を求める陳情書	１　選挙公報折込業務委託手数料の基となる部数について、「折込定数」ではなく「発証数」に基づく部数で対応してください。 ２　７月１２日（日付指定）朝刊折込業務完了後に、一部の販売店で選挙公報が大量に余り、廃棄予定として山積みとなっていた件について、委託先事業者に調査を要求してください。	[redacted]		

別紙６

ガソリン税の暫定税率撤廃を求める意見書

物価やガソリン価格の高騰が続き、市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしている。

国会の与野党６党の国会対策委員長は今年７月３０日、ガソリン税の暫定税率の廃止を年内のできるだけ早い時期に廃止することで合意した。また与野党の実務者協議を開催し､財源などについて協議を行っている。さらに、１１月からの暫定税率の廃止をめざすとともに、都道府県の税収減やガソリンスタンドの経営に対する影響を回避する内容等も盛り込んだ法案を野党７党が共同で衆議院に提出した。

これが実現できれば、経済産業省が発表したレギュラーガソリン１リットル当たりの店頭小売価格（８月１８日時点）１７４円７０銭（全国平均）は、１４９円７０銭へと大きく引き下がる。結果として、２０２４年の家計調査で２人以上世帯のガソリン年間消費額平均７万８８７円は約１万円の負担減になる。その他、流通、物流のコストの引き下げ、それに伴う身の回りのさまざまな商品やサービス価格の引き下げ、帰省や観光等交流人口の増加促進など間接的な波及効果もある。

よって国に対し、以下のことを求める。

記

１　ガソリン税の暫定税率撤廃を早期に実現するため、あらゆる努力を尽くすこと。

２　ガソリン税の暫定税率廃止を理由とした新たな国民負担を増やさないこと。また地方自治体やガソリンスタンド等への悪影響を回避させる減収補填措置を講じること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
内閣官房長官　　様
総務大臣　　様
財務大臣　　様
経済産業大臣　　様

千葉県流山市議会

別紙６

バス運転手の不足の解消に関する意見書

日本の地域公共交通はその多くが民間のバス事業者任せであり、運賃収入で採算性を確保することが当然とされている。都内各地域では、民営バスの減便や廃止が相次ぎ、住民の移動する権利が脅かされ、「病院や役所、買物に行くのに不便になった。バスの運行路線を増やしてほしい」との声が寄せられている。

一方、フランスや韓国などの国々においては、移動権・交通権を保障する立場から安心して暮らせる環境を整えるために、国や自治体が収支の不足分を補塡し、公共交通の維持・充実に主体的な役割を果たしている。このような国々と比較して不十分である日本の交通政策も、移動権・交通権を保障する立場に立って交通政策を抜本的に転換していくことが求められている。

地域公共交通の危機打開に向けて特に急がれるのは、バス運転手の不足の解消である。バス運転手は、住民の生活の根幹を支える重要・不可欠な役割を果たすエッセンシャルワーカーであるにもかかわらず、２０２２年のバス運転手の平均年収は、全産業平均と比べておよそ１００万円も低くなっている。

こうした中で、東京都葛飾区は２０２４年度予算にバス運転手の待遇改善に向けた補助に踏み出した。

よって関係機関に対し、バス運転手の不足解消と交通政策の充実・強化に向けて以下のことを要請する。

記

１　民営バスを含めたバス事業者に対する財政支援を行うこと。

２　路線バス事業への参入・撤退に関する規制緩和を見直すこと。

３　主たる勤務地が千葉県内営業所にあり、大型自動車第二種運転免許保持者に対する住居手当・借上住宅費補助や、営業所が行う人材募集ＰＲ等実施事業への補助制度、女性バス運転手が安心、快適に働くための環境づくりへの補助制度などを創設すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
国土交通大臣　　様
千葉県知事　　様

千葉県流山市議会

別紙６

建設労働者の雇用改善と担い手確保等に関する意見書

いま建設業就業者はピーク時の６８５万人から比較すると３０％減少した。大工工事従事者に限って言えば、ピーク時から６８％もの大幅減少となっている。しかも建設業就業者の年齢構成は６０才以上が４３％に対し、３０才未満は７％、１０代では０．１％もいない。

基幹産業である建設業において建設労働者の減少がこのまま進行すれば、個人住宅の建設やリフォームはもとよりインフラ等社会資本の維持・管理・更新、災害復旧の実施に大きな支障となり、国民生活への甚大な影響が懸念される。

将来にわたり持続可能な地域社会を実現するためにも、働き方改革の推進、適切な賃金水準の確保をはじめとする労働環境や処遇の改善が喫緊の課題となっている。とりわけ、労働に見合った適正な賃金を建設現場の隅々に十分浸透させることは不可欠である。

国土交通省が２０２５年２月に公表した３月から適用する公共工事設計労務単価では、全職種の平均日額が２万４８５２円と１３年連続引き上げとなり、単価公表開始以降、最高値を更新している。一方、全国建設組合総連合が実施した２０２４年度調査では建設労働者で平均日額１万５６５３円、一人親方は平均日額１万８５５１円と大きな開きが生じており、以下のことを要望する。

記

１　２０２４年６月に公布・施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、公共工事での本格的な取組みを加速化するための支援を行うこと。

２　ＩＬＯ（国際労働機関）第９４号条約（公契約における労働条項に関する条約）を日本政府も批准し、国内における更なる関係法令の整備にあたること。

３　建設労働者の高い水準の賃上げに向けた環境整備に努め、雇用改善や建設業の担い手確保・育成を推進すること。

４　建築大工をはじめとした若年者等の入職・定着を促進すること。また、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）をさらに普及し、建設労働者の能力開発の推進及び向上を支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
総務大臣　　様
国土交通大臣　　様
経済産業大臣　　様
内閣府特命担当大臣　　様
（防災、海洋政策）
賃金向上担当大臣　　様
千葉県知事　　様

千葉県流山市議会

別紙６

次世代研究者挑戦的研究プログラムの充実・強化を求める意見書

文部科学省によると、修士課程を終えて博士課程に進学する人がピーク時の２００３年度の約１万１,６００人から減り続け、２０１９年度は最も少ない５,９６３人とほぼ半減した。日本の人口１００万人あたりの博士号取得者の数も、２００８年１３１人から、２０１７年には１１９人に減少し、増加傾向のアメリカ・ドイツ・韓国の半分以下の水準に落ち込んでしまった。

日本の研究力の大幅な低下を懸念し、環境改善を求める声がある一方、今年６月２６日、文部科学省が、博士課程の学生に対して生活費や研究費を支援する「次世代研究者挑戦的研究プログラム（ＳＰＲＩＮＧ）」について、「国籍要件を附し、生活費支給を日本人限定に見直す方針を固めた」と報道された。

研究と生活を安定的に両立させる「命綱」を細める制度の改悪であり、問題がある。また被支援人材の多様性を排除し選別を強めるような今回の改悪は、更なる選別を設け、強いては奨学制度の縮小自体に繋がる可能性も秘めている。

よって国会及び政府に対し、次世代研究者挑戦的研究プログラムについて、外国人留学生の支援を打ち切る制度改悪は撤回し、充実・強化を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
財務大臣　　様
文部科学大臣　　様
内閣官房長官　　様

千葉県流山市議会

別紙６

生活保護制度における違法な基準引き下げの是正等を求める意見書

２０１３年から２０１５年にかけての生活保護基準の大幅な引き下げは違憲・違法であるとして訴えた「いのちのとりで裁判」について、最高裁判所は今年６月２７日、「違法」との判断を示し、処分の取り消しを認める判決を言い渡した。しかも、２０１３年の基準引き下げは、「従来の消費水準を指標とせず、専門部会にも諮らないまま物価変動を直接の指標として改定したことは、専門的知見との整合性を欠く」などと指摘した。

そもそも生活保護制度は、日本国憲法第２５条が保障する生存権にもとづく制度の一つである。またその基準は最低賃金、就学援助、国保料や税の減免基準など国民全体にかかわる制度と密接な関係となっている。

にもかかわらず１０年以上もの間、違法な保護基準の下、数百万人の生存権を直接侵害し続けた国の責任は重大である。原告団が２００人以上も亡くなっていることから、最高裁判所の判決への誠実な対応が政府に求められる。

そこで、以下のことを要望する。

記

１　最高裁判所の判決に基づき真摯な反省を行い、少なくとも早急に基準を元に戻すこと。

２　再発防止に向けた検証を行い、生存権侵害への誠実な謝罪と被害の回復を図ること。

３　生活保護利用者の支援にあたる自治体ケースワーカーの配置基準を大幅に是正するとともに、国の責任で制度を周知し、改善すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
厚生労働大臣　　様
財務大臣　　様
法務大臣　　様
内閣官房長官　　様

千葉県流山市議会

別紙６

政党助成金制度の廃止を求める意見書

政党助成金は、新年度予算が成立すれば、年４回に分けて交付されるもので、政党助成法に基づき毎年１月１日現在で所属する国会議員の数や過去の国政選挙の得票数に応じて総務大臣に届け出を行った政党に交付されている。

今年１月、ＮＨＫの報道によると２０２５年に交付予定の政党助成金は９つの政党に総額３１５億円余りが支給されるとのことである。また各党の試算額は多い順に、自民党１３６億３,９００万円、立憲民主党８１億７,１００万円、日本維新の会３２億９００万円、公明党２６億４,７００万円、国民民主党１９億７,９００万円、れいわ新選組９億１,６００万円、参政党５億１,６００万円、社民党２億８,３００万円、日本保守党１億７,２００万円とし、日本共産党は政党助成金の制度に反対し、助成金を受け取っていないとのことであった。

そもそも国民の税金を、国民自ら支持しない政党に対し強制的に寄付させられる政党助成金の仕組みは大いに問題がある。また制度発足時、企業・団体献金を禁止するという口実で導入されたにもかかわらず、実際には、企業・団体献金は温存され、政党助成金との“二重取り”が続けられている。さらに１９９５年の制度施行から２０２４年までの３０年間、政党助成金総額は約９,４８４億７千万円にのぼり、３０年間に受け取った５１政党のうち４２政党が分裂・合併・再分裂を繰り返し解散・消滅している。

そこで政府及び国会に対し、国民生活を顧みない政党助成金制度の廃止を強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
総務大臣　　様
内閣官房長官　　様

千葉県流山市議会

別紙６

医薬品や医療機器の安定供給確保ならびにイノベーション推進を求める意見書

一部メーカーの製造管理及び品質管理の不正問題に端を発する医薬品や医療材料の供給不安は、需給のひっ迫に加え、政府の頻繁な薬価引き下げや昨今の原材料価格の高騰に伴うメーカーの採算悪化によって、実に５年にわたって継続している。

この間、医療機関や薬局においては、医薬品の入手が一部困難な状況が継続しており、必要な薬が患者に届かない事態を招くなど、国民の命と健康に影響を及ぼしかねない事態が続いている。また、治療薬の開発で諸外国から後れを取るなど、我が国のイノベーション創出力の低下も明らかとなっている。

こういった事態を踏まえ、国では供給不足の医薬品を早期に安定供給できるようメーカーへの増産要請を行うとともに、ジェネリックメーカーの産業構造の見直しに着手するなど、様々な対応を講じている。

しかしながら、厚生労働省の医薬品供給にかかる調査結果（令和７年６月調査）によると、１４％の医療用医薬品が限定出荷または供給停止の状況にあるなど、依然として深刻な状態が継続している。

現下の供給不安を一刻も早く解消し、かつ将来にわたって、国民に医薬品や医療材料を安定的に供給するためには、設備投資や研究開発投資、人的投資を困難にし、一部不採算での生産を強いる現行制度の見直しを図り、国内における医薬品や医療機器の安定供給基盤、イノベーション創出基盤を再構築する必要がある。

よって、本流山市議会は、国会および政府に対し、次の事項について特段の措置を講ずるよう、強く要請する。

記

１　我が国におけるイノベーション創出環境を取り戻し、かつ国民生活に必要不可欠である医薬品等の安定供給を取り戻すため、中間年薬価改定の廃止や中断を含めた薬価・材料価格制度の抜本的な見直しを進めること。

２　世界的な物価高・インフレの中にあって、国民生活に必要不可欠である医薬品や医療機器・医療材料の安定供給を揺るぎないものに

するため、急激な原材料やエネルギー価格の高騰に対応する価格調整制度を新設するなど、価格下支え制度を整備すること。

３　市場実勢価格方式をとる我が国の薬価制度の信頼性、持続可能性を確保するため、長年にわたる特異な医薬品の取引慣行の是正を図ること。

４　揺るぎない安定供給を実現するために、メーカーの生産量や在庫、医療機関や薬局における在庫など、各流通当事者の供給や流通の状況を一元管理し、適切な指導や支援が可能となるシステムを構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

２０２５年　月　日

衆議院議長　　様
参議院議長　　様
内閣総理大臣　　様
厚生労働大臣　　様

千葉県流山市議会

令和８年度議会費予算要望　要望項目一覧

別紙７

【議会運営委員会分】

ＮＯ	要　望　項　目	理　由	金　額 （※できる限り積算根拠記入）	予算を要求する委員会名	提出会派名
1	市民等との意見交換の場	議会基本条例第９条第２項に基づき、市民等との意見交換の場を設けるための諸経費（会場代等）	10,000円	議会運営委員会	日本共産党

※令和７年度議会費予算要望項目からの持ち越し

ＮＯ	要　望　項　目	理　由	金　額 （※できる限り積算根拠記入）	予算を要求する委員会名	提出会派名
2	議会インターネット接続サービスを現行のファミリータイプから帯域保障サービスに切り替える。	ペーパレス用タブレットの導入などで使用している端末数が急増し、ベストエフォート型ファミリータイプ接続サービスではその能力が不足していることから、ビジネス用の帯域保障型接続サービスに切り替える。	初期費用　4,500,000円 （接続サービス初期費用、必要機器類） 年額費用　312,000円	議会運営委員会	自由民主党

令和７年９月２日 議会運営委員会 資料